

平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第9日（平成26年12月16日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 11番 | 仲田強君 |
| 12番 | 武藤清君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

10番 岡崎宣男君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 東博之君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 庶務係主査 | 森夕見子君 |
| 主事 | 作田愛佳君 | 主事補 | 岡崎正嗣君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 黒原一寿君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |

|                   |         |                              |         |
|-------------------|---------|------------------------------|---------|
| 企画財政課長            | 早川 聡 君  | 総務課長                         | 木下 司 君  |
| 危機管理課長            | 横畠 浩治 君 | 消防長                          | 田村 光浩 君 |
| 消防署長              | 上原 由隆 君 | 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長            | 徳井 直之 君 | 市民課長                         | 岡田 敦浩 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長                    | 横山 周次 君 |
| 産業振興課長            | 二宮 真弓 君 | 産業基盤課長                       | 文野 喜文 君 |
| 水道課長              | 田村 和彦 君 | じんけん課長                       | 田村 善和 君 |
| しおさい園長            | 中島 東洋 君 | 収納推進課長                       | 倉松 克臣 君 |
| 教育長               | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                       | 山本 豊 君  |
| 生涯学習課長            | 中山 優 君  | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 監査委員事務局長          | 小松 高志 君 |                              |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議第9日目の会議を開きます。
この際、本日の遅刻・欠席者についてご報告いたします。

10番岡崎宣男君が、所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。
昨日に引き続き、一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） おはようございます。議席番号3番の細川博史でございます。いよいよ12月の師走を迎え、今年もあとわずかとなりました。寒さが一段と強くなってきたと感じる今日このごろでございます。

私が市議会議員に当選させていただいてから、早いもので3カ月が経過いたしました。議会運営、各委員会、一般質問等に始まり、各地区の議会報告会では、市民の声を間近に聞くことができ、大変勉強になりました。

また、新人研修の一環として、危機管理課、市民課、産業振興課と一部の課ではございますが、忙しい合間を縫って、各1時間程度ではございましたが、勉強会を開催していただき、大変有意義な時間を過ごし、大いに刺激を受けたところでございます。

まだまだ未熟でございますので、勉強しなくてはいけないことが多々あります。しかし、行政のことを一つ一つ学んでいく中で、市民と行政との橋渡しができるように一生懸命頑張っております。

私の公約であります市民と行政とのパイプ役となり、地域の声を届けていくよう、一生懸命額に汗かき、日々精進していきたいと思っております。

特に、本日は私が初めて行いました10月6日の一般質問のときより、さらに特別緊張しておりますが、お聞き苦しい点多々あるかもしれませんが、前回以上に気合いを入れて質問していきたいと思っております。ただ余力が入り過ぎて、空回りしないように気をつけていきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、観光のシンボルである足摺海洋館、それに関連いたしまして、土佐くろしお鉄道、集落営農について質問させていただきます。

私の地元下川口の近隣にあります足摺海洋館についてお尋ねいたします。

はじめに、現施設の状況についてお伺いいたします。

海洋館の入館者数については、平成21年から25年の過去5年間をお聞きしますと、年間5万人を目標に、その前後の実績があるとお聞きしております。県立の施設ではありますが、現施設の概要について、産業振興課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） 施設の概要についてお答えいたします。

高知県立足摺海洋館は、昭和50年5月に足摺宇和海国立公園の中核施設として建設されました。施設敷地面積が1万1,670㎡、延べ床面積が2,435㎡の中には、大水槽が1基、中水槽が1基、小水槽が18基などが設置されており、現在、株式会社高知県観光開発公社が県より業務委託を受け、館長を含め9名が働いており、土佐の海と黒潮の魚たちをメインテーマに、土佐清水市と大月町の沿岸海域を泳ぐ魚類から、磯に生息する無脊椎動物等200種、3,000点余りが飼育展示されております。

過去5年間の入館者数は、平成21年4万8,336人、平成22年4万8,420人、平成23年4万3,164人、平成24年4万7,731人、平成25年4万9,683人となっております。多くの観光客や児童生徒の環境学習プログラムなどの場所として活用されております。

なお、参考までに、今年11月末までの入館者数は、4万5,380人で、対前年度比0.2%の減となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

今、先ほど課長よりお伺いいたしましたように、やはり年間大体5万人近くの人数が入館しているということがよくわかりました。

続きまして、足摺海洋館あり方検討委員会の最終内容についてお伺いいたします。

海洋館の今後のあり方について、県は昨年より、高知県立足摺海洋館あり方検討委員会を設置したことが、高知新聞にも掲載されておりました。その内容については、まだまだ知らない方が多々いると思います。できるだけ多くの方々にこのことを知ってもらうためにも、検討委員会の最終的なとりまとめがどのようになっているのか、産業振興課長に説明を求めます。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） それでは、あり方検討委員会の結果について、答弁させていただきます。

足摺海洋館は、平成25年度に耐震診断を実施した結果、耐震性能が満たされておらず、耐震補強と地下劣化部分の改修が必要との診断結果が出されております。

診断結果を踏まえて、館の改修等を実施していく上で、これまでの取り組みの検証とともに、幅広い視点からの今後の館のあり方を検討する必要性から、泥谷市長をはじめ、環境省、土佐清水自然保護官や、県観光コンベンション協会、大阪海遊館館長などで組織した高知県立足摺海洋館あり方検討委員会が設置され、これまで4回にわたって検討会が開催されております。

検討委員会は、最終的なとりまとめとして、竜串地域全体を水族館と見立てた体験型総合レクリエーションゾーンとして整備すべきというコンセプトのもと、地域のさまざまな自然や体験プログラムを案内するガイド機能や教育的機能と物販や飲食機能を併設した複合的な施設として生まれ変わるべきとしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

やはり今の海洋館の状況では、耐震性がないということで、改修せざるを得ないということ

はよくわかりました。

また、竜串を体験型総合レクリエーションゾーンとして、海洋館を整備する計画であるという説明はよくわかりました。

続きまして、あり方検討委員会での意見を踏まえまして、足摺海洋館のリニューアルに具体的に着手されているとお聞きしております。現段階においてリニューアルまでの取り組みについて、産業振興課長に再度お尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） 高知県地域観光課が示すスケジュールでは、足摺海洋館基本計画が来年6月ごろに策定されることになっておりまして、その中で施設規模や建設場所などが明らかになり、実施設計や工事期間等の工程が見えてくると思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

今、課長から言われたように、来年6月には、ある程度の骨格が見えてくるということよくわかりました。

続きまして、県立施設ではありますが、市としては、どのようにかわり、足摺宇和海国立公園であります竜串の観光拠点として、どのように位置づけていくつもりなのか、産業振興課長に見解をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

竜串は、足摺宇和海国立公園において、足摺岬と双壁の観光拠点であります。

先ほど、答弁申し上げましたが、検討委員会は、最終とりまとめとして、地域のさまざまな自然や体験プログラムを案内するガイド機能や教育的機能と物販や飲食機能を併設した複合的な施設として生まれ変わるべきとしており、竜串観光の拠点施設としての役割はもちろんのこと、足摺宇和海国立公園や、現在、取り組んでおりますジオパークのビジターセンター的な役割を有するなど、本市観光振興につながる拠点施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、今回の取り組みに当たって、ハード整備だけではなく、地域の人たちが同じ目的に向かい、1つになって考え、自分たちが地域づくりに参画するというきっかけにつなげたいと思

っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

今、先ほど言われましたように、やはり竜串・足摺は、一体的にやらなければいけないと思っておりますし、自然を大切にしていく意味がすごくわかります。

そしてまた、地域の人々を取り入れたそういう複合型の観光拠点にさせていただきたいと思っております。

最後に市長にお伺いいたします。

基本計画策定検討会には、市長が委員として参加するとお聞きしております。市長は、海洋館について、どのような構想をお持ちなのでしょうか。市長が打ち出した日本ジオパーク認定に向けての取り組みをより具体化するためのチャンスではないかと思っております。

これから始まる検討会です。県が許す事業規模、予算枠もあるとは思いますが、多少の夢があってもいいのではないかと思っております。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えいたします。

先ほど、産業振興課長から詳しく説明がございました。いよいよこの足摺海洋館、どういう施設になるのか、基本計画に入ります。

この21日、日曜日から、第1回目の具体的な足摺海洋館基本計画策定検討会というのが土佐清水市で開催するわけですが、大変この足摺海洋館のフルモデルチェンジというこの事業については、観光の起爆剤になるものとして期待をしているところでございます。

単に海洋館だけのリニューアル、そういうものにとどまらず、竜串エリア、その見残しも含めた竜串エリアの魅力を伝える、そういうエンタランス機能といいますか、そういう機能を持った上で、土佐清水市全体の観光振興につながる。さらには、市長に就任して以来ずっと、国立公園のビジターセンターというのを新設をしていただきたいということで、環境省のほうにも要望活動に行っております。これもさきの議会でも報告をいたしました。一定、来年度の概算要求にこのビジターセンターの基本計画の予算の枠組みがとれたということでありますので、このビジターセンターの新設、海洋館の新設とあわせて、ビジターセンターの新設、さらには、先ほど、細川議員が言われましたように、土佐清水市としては、日本ジオパーク認定への取り組みを今、各地域で行っておりますので、そういう取り組みともあわせた上で、近隣の

市町村とも連携をとりながら、さらには高知県全体の観光振興につながると、そういう取り組みにしたいと、そういうふうな決意を新たにしているところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうも市長、ありがとうございます。

市長から力強いお言葉、高知県をやはりよくしていきたい、この土佐清水市をよくしていきたいという熱い思いが伝わってまいりました。

市長をはじめ、委員の皆様が知恵を出し合い、年間約70万人の観光客が訪れる土佐清水市の観光の核となる足摺海洋館が、地域のシンボルとなるように、また竜串・観光全体の底上げはもちろんのこと、土佐清水市の観光活性化の起爆剤となるよう、しっかり取り組んでいただくことをお願いいたしまして、足摺海洋館に関しましての質問を終わらせていただきます。

続きまして、四万十市にございます土佐くろしお鉄道中村宿毛線の現状についてお尋ねいたします。

去る11月11日に開催されました総務文教常任委員会で報告を受けました、土佐くろしお鉄道中村宿毛線につきまして、現在の利用状況や直面する課題、今後のあり方など、質問させていただきたいと思っております。

まず、企画財政課長にお尋ねいたします。

中村宿毛線の利用状況及び運賃収入はどのようなのかをお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

宿毛線が開業いたしました平成9年からの利用状況を申し上げますと、平成9年に120万1,038人の利用がありまして、その10年後の平成19年には、78万2,969人、平成25年は67万9,359人にまで減少しております。

また、利用状況と同様に、平成9年からの運賃収入を申し上げますと、平成9年が7億8,758万8,000円、平成19年は4億8,345万4,000円、平成25年は3億7,737万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうも課長、ありがとうございます。

平成9年の宿毛線開業以降、利用者数が平成9年の120万人から平成25年の約68万人と約半分となり、それに応じて運賃収入も平成9年の7億8,000万円から平成25年の3億7,000万円とまた約半分になっているという状況がよくわかりました。

続きまして、平成25年度約68万人と約半分にまで減少している利用状況について、その主な要因は何であるのか、企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

利用者減少の主な要因としましては、マイカーの普及はもちろん、それに応じて平成14年に高速道路が須崎市まで延伸となったこと。平成23年に中土佐町まで延伸となり、平成24年には四万十町まで延伸されたことなどが主な要因であると考えております。

また、人口減少に伴い、通勤・通学の利用が減少していることも要因の1つとして挙げられます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

確かになかなか厳しい状況でございますし、やはり人口減はかなり厳しく、通学の学生もかなり少なくなっているとよくわかりました。

このマイカーの普及率が、昔は一家に1台の時代から、いまや家族1人に1台の時代となり、高速道路も先ほど課長が言いましたように、四万十町まで延伸となったことと相まって、それが鉄道やバスなどの公共交通利用者減の主な原因となっていることが、先ほどの答弁でよくわかったところでございます。

次に、第三セクターであるということは、市としても一定の負担金を支払っているのではないかと思います。毎年度、どのような補助金や負担金を支払っているのでしょうか、再度、企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

本市から第三セクターである土佐くろしお鉄道株式会社に交付している補助金等につきましては、会社への直接的な経営助成のための基金を高知県や幡多6市町村に四万十町を加えた沿線自治体による負担金で造成しておりますので、それぞれの負担割合に応じて交付をしております。

ます。

また、南海トラフ巨大地震への対応として、会社が保有する駅舎などの建築物や、乗客、地域住民の人命等に影響を与える可能性が高い高架橋などの構造物の耐震化のための補助金、車両の検査や枕木などの維持修繕に係る補助金などを交付しております。

さらには、中村宿毛線の維持整備、長期安定経営を確保し、鉄道利用者や地域住民の利便性の向上を図ることを目的に設立をされました、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会への負担金なども交付をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうも丁寧な答弁ありがとうございました。

経営助成のみならず、最近では南海トラフ巨大地震などの耐震のための補助金も交付していることがよく理解できました。

経営助成や南海地震対策などに補助金などを交付しているということですが、経営助成にかかわる補助金や負担金について、これまで本市が負担してきた金額は幾らになるのか、また、昨年度、平成25年度に支払われた補助金等が幾らになるのか、企画財政課長に再度お尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

国の赤字ローカル線を継承しまして、第三セクター土佐くろしお鉄道株式会社としてスタートしたころの昭和62年度から造成してあります第4次にもわたる経営助成基金への負担額は、平成26年度末で1億195万5,000円にものぼります。参考としまして、高知県を含む沿線7市町村のこれまでの負担額の累計は、24億5,023万5,000円になります。

昨年度の平成25年度に土佐くろしお鉄道関係事業で交付をしました補助金等は、土佐くろしお鉄道経営助成基金負担金として1,100万円、鉄道施設緊急地震対策事業補助金として83万3,486円、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会負担金として21万円となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

補助金等がかなり1,000万円以上という多額の税金が土佐くろしお鉄道の存続のために、支払われるということで、市としても大変負担であると思います。

先ほどの答弁の中で、車両の検査や枕木など、維持管理についても補助金を出しているということですが、今後も列車も含めまして、施設の老朽化も進んでいく状況にあるのではないかと思います。今後の見通しに対しまして、最後に副市長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

ただ今、企画財政課長から土佐くろしお鉄道の現状、大変厳しい現状を申し述べさせていただきました。

今後の見通しにつきましてお答えします。

駅舎や路線など、鉄道施設全般の老朽化に対しては、これまで同様に国の補助制度を活用しながら、高知県をはじめとする沿線自治体による負担金や補助金などにより、維持管理をしていくこととなります。

また、列車の老朽化に対しては、現在、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会で協議検討がなされているところでございます。その内容につきましては、JR四国が平成30年度を目途に、特急列車を更新する予定としており、それに合わせて土佐くろしお鉄道も特急列車の更新を検討しているところでございます。

ただ、特急列車の更新となりますと、多額の負担が新たに発生することや、会社の経営状態も踏まえながらでございますが、一定の期間は運行の維持を図っていく必要があることから、将来にわたる収支状況をさまざまな角度でシミュレーションをしていくとともに、分析を行いながら、より慎重な議論を進めていかなければならないと考えております。

あわせて、乗車数の増を図る対策も必要であります。先ほど議論をされております足摺海洋館の改築等に合わせて、土佐くろしお鉄道とリンクした誘客活動も必要かと思われれます。

いずれにいたしましても、その経過につきましては、市議会への随時報告を行う中で、検討を行う所存でございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

これからは確実に人口も減少していく中で、ますます列車利用者というのは減っていくと思いますが、先ほど、副市長が言いましたように、やはり足摺海洋館との連携は避けては通れな

いものだと思っております。

それに応じまして、経営状況もますます厳しさを増す中での特急列車の買い替えとなることが予想されます。しかし、くろしお鉄道の役割は重要であると思っております。

そういう意味からも、議会代表も出席している中村宿毛線運営協議会総会での活発な議論を出し合い、よい方向に向かうように期待しております。

担当課長レベルでの会議などの情報も引き続き提出していただくよう、要請いたしまして、土佐くろしお鉄道に関する質問を終わらせていただきます。

続きまして、集落営農の取り組みにつきまして、再度、産業振興課長にお伺いいたします。

まず1点目の営農組織の現状についてでございます。

私事ではありますが、夏の選挙運動期間中、市内をずっと回ってまいりますと、耕作放棄地がかなりふえているのではないかと感じております。その後、対策の1つとして、集落営農という取り組みがあると知り、先月、産業振興課で開催いたしました集落営農塾にも、私自身参加させていただきました。

農地の保全は決して農業のためだけではないと感じております。私自身、今後、もっとしっかり勉強していきたいと思っておりますのでございます。

今回の質問に取り上げることで、市民の皆様にも耕作放棄地の解消、集落営農への取り組みは、農業だけの問題ではないということを知ってもらえるのではないかと思います、そういう意味から現状なども含めて質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、産業振興課長にお伺いいたします。

現在、市内で集落営農組織は幾つあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

市として、集落営農の取り組みは、議員がおっしゃるとおり、単に地域の農業者の問題のみならず、そこに暮らす地域の住民全体の問題として捉えて推進しております。

この集落営農を広く市民の皆様にご存知いただくという趣旨で、ご質問いただいたことに対して、お礼申し上げたいと思います。

ご質問の市内の組織数については、現在3組織あります。このうち、下川口地区に組織されている、ふぁー夢宗呂川につきましては、平成13年の豪雨災害の後、いち早く集落営農組織を立ち上げた宗呂上、宗呂下、下川口郷地区、それぞれの組織が平成20年合併により誕生した組織で、組織として農地を借り上げ、農業経営を行ういわゆる協業経営における水稻栽培では、県下トップの耕作面積まで成長しており、平成26年1月には、法人化も実現しております。

す。

次に、三崎西ノ川流域から、爪白地域を活動範囲としております三崎農業集団が平成24年度からの市が主催します集落営農塾に参加していただき、集落での協議を進めた結果、平成25年6月に設立されました。

3つ目の斧積地区につきましても同様に、平成24年度の集落営農塾を経て、地区での協議を重ね、平成26年3月に斧積営農組合として設立を実現しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

今、下川口のふぁー夢宗呂川、大変頑張っております。私の同級生も一生懸命頑張っております。

そしてまた、三崎、斧積と各地域でこのような活動がなされていることは大変うれしく思っております。

農地の荒廃や農家の高齢化、後継者不足の問題は、幡多地域内では同様の状況ではないかと思いますが、集落営農組織の組織率は、他市と比べてどのような状況なのか、産業振興課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君）

ご質問の幡多管内の状況ですが、宿毛市が4組織、四万十市が12組織、黒潮町が8組織、大月町、三原村が各1組織となっており、組織の規模も活動内容もそれぞれ異なっております。

規模拡大による経営効率化を図る、担い手農業者の有無など、地域によって実用や課題はさまざまですが、市内の農業集落では、確実に高齢化が進んでおります。

集落営農組織を立ち上げ、その組織が農業機械の更新等が困難となった農業者の農地を預かり、耕作しながら守っていくことが、その地域全体を守ることになることから、今後も集落営農塾等の開催により、集落営農の周知を図り、地区全体による組織化の支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

やはり各地域高齢化で、大変苦勞していると思いますが、やはりこの組織はつくっていかな

ければならないと思っております。

続きまして、組織化したことでの目に見えるメリットとは、集落営農は一般的に農地の利用調整、農業機械、施設の共同化、共同栽培などが挙げられると思いますが、本市におきましては、実際、目に見えているメリットはどのようなことがあるのでしょうか。産業振興課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

メリットといたしましては、先ほど細川議員がおっしゃられた機械の共同利用等による経費の圧縮とか、大型化による作業の効率化などが挙げられます。

個人農家にとって、機械の修繕や更新時期が経営上での一番の転機となりますが、集落営農組織があれば、例えば、田植え機が故障した場合、田植え作業のみを組織に委託することも可能ですし、また、農業経営自体をリタイアする場合でも、安心して農地を任せられる受け皿になることから、集落全体の景観保持や耕作放棄地の未然防止等には非常に大きな効果があると考えております。

また、作業面でも、個人農家であれば、植えつけから収穫まで全てを自身で行わなければなりません。組織があることで、これらの作業の一部、もしくは全ても必要に応じて任せられることで、生活の中で時間的にゆとりが生まれることもメリットと言えらると思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

今、先ほど課長が言いましたように、個人負担の機械購入というのはかなりの高額でございますので、かなり負担があると思えますし、また、全てをするとすると、1人ではなかなか厳しい面があると思っております。

続きまして、課題について質問いたします。

メリットは明快に出ているようでございますが、集落営農の組織化の課題は何かお伺いいたします。産業振興課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

集落営農組織の設立で、当面の耕作放棄地の発生や機械更新等の問題に対して、一定のクリ

アはできますが、特に組織化されて間もない組織においては、それ以後、今後の経営安定が最重要課題であると思えますし、加えて組織構成員の高齢化もまた、今後の課題になってくると考えております。

市では、三崎農業集団、斧積営農組合につきましては、将来的な法人化も見据え、組織の経営安定と規模拡大を図り、これから組織化を検討している地区の手本となるよう、最大限の支援を行うとともに、ふあー夢宗呂川につきましても、地域の農業における雇用創出を担うことが可能となるよう、さらなる成長を目指した支援を継続しながら、後継者の育成も実現したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございました。

やはり組織の安定は大変重要だと思いますし、継続していただくことが何よりだと思っております。

続きまして、本市における今後の取り組みについてお伺いいたします。

本市の現状については、答弁をいただきました。今回の補正予算でも、集落営農拠点ビジネス支援事業費補助金を計上しておりますし、重要な施策として推進しているということは、よくわかりました。しかし、一方で、現在の3地域だけの取り組みでは、市全体の状況から見ると、まだまだ少ないのではないかと感じる場合があります。先月の集落営農塾でも、課長が今年度はあと3回程度開催するとも言っておりましたが、前回のような広く一般的な内容ではなく、もう少し踏み込んだ勉強会なり、地域に入っただけの説明会なりが必要ではないかと思っておりますが、産業振興課長はどのようなお考えを持っているのか、お尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

細川議員がおっしゃるとおり、農地を守ることは、農業者だけの問題ではありません。農地が耕作されず荒れてしまえば、そこに暮らす住民の生活環境も大きく変わると予想されます。

一度荒れてしまった農地を元に戻すには、かなりの労力も費用も必要で、容易ではありません。

このことから、県も市も集落を守る最後の砦として、集落営農の組織化支援を重点施策と位置づけておりまして、平成24年度から集落営農塾を開催し、集落営農とは何かから始まり、県内外の集落営農組織の先進地視察など、年間5回から6回の講座として開催しているところ

です。

ただし、議員が今ご指摘のとおり、この講座は総合的、一般的な説明にとどまっております。

この講座の参加者が地域に返り、自分たちの地域における集落営農組織について、検討してみたいとのご要望がありましたら、地域個々の実情も踏まえた集落座談会を開催するなど、一歩踏み込んだ取り組みにつなぎながら、市全体の中での組織化の拡大に努めたいと考えております。

各地区からお声かけいただければ、幡多農業振興センターのご協力も得て、集落座談会として具体的な取り組みを進めていきますので、議員の皆さんもこの制度をご理解いただき、積極的に推進していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

やはり総合的に地域の声を聞きながら、その場に行って聞くという産業振興課長の力強いお言葉をいただき、大変うれしく思っております。

今、課長から答弁をもらいましたが、最後に市長に今後の取り組みについて答弁をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 産業振興課長から、大変詳しい説明がございました。課題もまだまだあります。また将来像についても、今、詳しくお答えをさせていただきました。

これまで農業関係の質問が出るたびに、私、繰り返しておりますが、農業というのは単に生産活動にとどまらず、国土の保全、それから大気の浄化など、環境への問題、そして何よりも日本古来の景観や文化的基盤、そういうものがこの農業が担っている多面的な機能でございます。そういった意味でも、土佐清水市の農業、将来にわたって継続的に、持続的に、そしてまた安定的に持続していくための政策として、この集落営農というのをしっかりと確立をさせなくてはならないというふうに思っているところであります。農業は極めて大事な産業であると認識をしておりますので、そのための支援策、育成、そういうものも含めて、今後も積極的に集落営農を推進してまいりたいと思っておりますし、また、あわせて新規就農者など、担い手についても力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) どうも市長、ありがとうございます。

市長が言いましたように、やはり生産だけではなく、国土や環境を守りながらやっていく、そういう支援をぜひともやっていただきたいと思っております。

私はまだまだ農業につきましては、知識がありません。しかし、かつて農村は田植えや稲刈りなど、人手を出し合い、結という相互扶助システムがありました。近年では機械化が進み、結も消滅していると思っております。

今、この集落営農を組織化することで、再び連帯感、地域の輪が芽生えてくると思っております。ぜひとも集落営農組織を法人化まで引き上げていただき、大きな意識改革と位置づけ、さらにレベルアップを目指していただきたいと思っております。

それが農業の発展につながることを期待いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番 岡本 詠君。

(2番 岡本 詠君発言席)

○2番(岡本 詠君) 皆さん、こんにちは。

前回に引き続き、市民の代表として、市勢発展のためにその一助になればと、その思いを込めまして、一般質問させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、市街地地区における太陽光発電事業についてですが、きのうの西原議員からも同じような質問がありまして、運命のいたずらかと思ったところでございますが、きのうの質問の答弁で、一定の理解はいたしました。自分なりにもう少し質問させていただきたいと思ひまして、重複する部分があるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

まちづくり対策課長にお伺いいたします。

これは緑ヶ丘の住宅地に隣接する山をこの事業のために大きく削られたことにより、地元住民の苦情をはじめ、市内外から多くの意見があがっており、本市としても見逃せない状況にあると思うのですが、これに関して、市としてはどのような見解なのでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) 工事中における騒音や土ぼこり等の苦情が入っていることは、環境課より伺っております。

また、地形の形状変更により、景観が変化したことも事実であります。昨日答弁したとおり、法的に届け出の必要のない民間事業者の開発行為であり、課長としてのこの行為に対する見解は、差し控えさせていただきます。

○議長(永野裕夫君) 2番 岡本 詠君。

(2番 岡本 詠君発言席)

○2番(岡本 詠君) 規制ができないということですが、私のところには、地元住民の苦情をはじめ、市内外からあんなやり方で構わんが。ひどい、悲しいというような声が多くあがってきております。

関係する住民では、山を削られたことにより、風当たりが強くなったことで、夏にも台風がよく来ましたが、台風の心配や強風時の心配、雨による被害が実際に出ていること。太陽光パネルの熱によるヒートアイランド化、隣接する家屋への光の反射、除草剤を使われるならば、噴霧した除草剤が風に乗って飛散する近隣住民への健康被害、本当にすぐそこまで土地を削られたお宅や、すぐ下には民家もあり、本当にあのやり方で大丈夫なのか、大雨が降ったら崩れるのではないかという声が多くあります。

また、太陽光パネルに使用される有害物質の問題や、そのような多くの不安の中で暮らしていかなければならない関係する住民の精神的苦痛、太陽光イコール除草剤という記事もあり、自然界で見れば、雑草の処理にもし除草剤を使用されるならば、広範囲かつ大量に使用された除草剤が土壌にしみ込み、また、海に流れ出すことによる魚や生物などへの影響、森林がなくなり、腐葉土がなくなったことで、植物性プランクトンが流れ出なくなる海への生態系への影響、よそから来た方から土佐清水市は、自然の景色がきれいで、魚がおいしい町という思いで来たが、実際にあの削られた山を見て、「ひどいな、本当に悲しい」という声があり、景観を乱すことによる観光客への影響などを私は心配しております。

このようにさまざまな声があがっているのですが、このあたり市政に携わる人間として、どのように思われますでしょうか。

○議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) 市内に何か所かあるメガ級のソーラーシステムでも、住宅地の隣に建設するのは珍しい案件ではないかと思っております。

近隣への影響につきましては、一般的に乱反射や温度の上昇、発電設備の騒音等が考えられ

ますが、余り問題となった話は聞いたことがありません。

また、7月には事業者が地元説明会を開き、要望を伺い、その対策をとるようになっており、住環境に大きく影響を与えることはないものと考えております。

ただ、山を切り開いたことにより、山影や暴風林的なものがなくなり、以前より風当たりが強くなったことはあるものと思われま

す。また、先ほど答弁したとおり、景観は確かに変わっておりますが、環境等、影響につきましては、まちづくり対策課の所管ではありませんので、課長としてのご指摘の影響についての答弁は控えさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 近隣住民への影響はないというか、把握されてないようではあります

が、先ほど述べましたように、私のほうには多々あがってきておりまして、市長にお伺いをいたします。

私も自分なりに調べてはみましたが、この事業が特に申請をして、許可を得なければならない事業には当たらないということで、市のほうでも指導ができないということはわかりました。

確かに自分の所有地を自分がどのように使おうが自由ではありますが、常識的に考えておかしいというのが市民の意見であります。

今回の工事は、市外によその業者が我が利益のために、この土佐清水の表玄関である緑ヶ丘の山林を削り取り、近隣住民への被害も予測できる中で、住民からの再三にわたる説明要望も聞かず、住民説明もろくに果たされていないまま工事が進められ、造成工事が終わりになった最近にやっと、一部の住民に対して話があったというふうに聞いております。

ただ、そのときも、住民の意見は余り聞き入れてはもらえなかった態度と聞いております。

このような事態に対し、幾ら法律で規制されていない工事、事業とはいえ、近隣住民を守るために、何か手だてを考えることはしなかったのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ちょっと整理をしたいと思うんですが、質問に当たっては、所管というものが

ありますので、やはり質問するときには、事前にどこに所管があるのかも詳しく調べて質問するようにしていただきたいと思

ざいます。

先ほど、まちづくり対策課長が環境から漁港などの所管外のことにまで答弁はさせていただきましたが、議員がおっしゃられる一つ一つの事案に対しましては、その内容を精査した上で、市としてどういう対応ができるのか、誠意をもって対応していきたいと思えます。

ただ、西原議員のきのうの質問でもお答えをしたように、本当にこの土地造成に係るこの開発行為にかかわる許可、許認可事務と申しますか、本当に都市計画法とか、森林法に基づくもの、また国立公園内であれば、国立公園法などの関係法令の規制があるところでもあります。

ところによっては条例での例えば、ちょっと調べたところでは、九州の由布市のほうでは、周辺の生活環境に十分配慮し、近隣住民との良好な関係を損なわないように努めなければならないという設置者の責務とか、事前に市へ相談をなさいますとか、それから説明会の開催をしっかりと、近隣関係者を協議なさいますとか、そういう条例はあると聞いております。

この再生可能エネルギーに関しましては、市も再生可能エネルギーの条例も制定をしまして、市を挙げて資源を生かしたエネルギーの効率的な利活用を推進し、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むと、そういう考えでおります。

ただ、議員がご指摘のように、やはりこういう工事をめぐり、やはり住民からの苦情、そういうものが出てきた場合には、関係法令の順守はもちろんのことではありますが、周辺住民に対してはやっぱり十分な配慮、また十分な説明というのは、今後も指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。

まず、あとのほうで言われた本市の再生可能エネルギー基本条例のことなんですけれど、一応確認をさせていただきたいのですが、この条例の中に第3条の（3）で再生可能エネルギーは、地域の発展に資するように活用するものとするありまして、その次の（4）、再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続のある活用に努め、地域内での公平性及び関係者等への影響に十分配慮するものとする、こういうふうにあります。

また、第5条に事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って、効率的なエネルギー需給に努めるものとするありまして、こういう文言がありますが、これらの定めを今回の事業者には関係ないのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この条例を見てもらったらわかるように、この条例は目的のところにあります。土佐清水市内でエネルギーを需給する事業者及び土佐清水市民の役割を明らかにするとともにという文言がありますので、全ての事業者がこの条例は適用するというふうを考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 適用があるということであれば、この条例をもとに指導、また規制ができたのではないかと思うんですが、そのあたりどうだったんでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議長のお許しを得て、反問権を使わせていただいて構いませんでしょうか。

今のこの条例で規制をできたのではないかという質問なんですが、この条例でどの条項でどのような規制ができるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） ただ今、市長のほうから反問権の行使について要請がありましたので、これを許可いたします。2番、岡本 詠君、今の市長の反問に対し、お答えを願います。
（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 済みません。詳しいことは申しわけないです。僕もそこまで調べてないんですけど、どういうふうなことで今言われたような詳しい内容は、ちょっと今、お答えはできないんですけど、客観的に見て、市民からそういうふうな話が多くありまして、それで自分なりに調べた結果、こういう条例があつて、これは普通に読んでいけば、関係者等への影響に十分配慮するものとするという文言がありましたので、私としては、これを適用できないのかなという話を持っていったんですけど、そういうことでだめでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 反問につきましては、この内容、背景、根拠などを確認ということになっておりますので、そのことをあらかじめお願いをいたしておきます。

市長。
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ですから、あなたの言われるどこにこのエネルギー基本条例に対して、市が規制をする部分があるかという具体的に私は聞きたいと思って、反問権を行使しております。具体的にお答えください。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 済みません。そのあたり、反問権ということは僕もなれていないもので、勉強不足で申しわけないです。

ただ、この僕が一応、市民の声の代表として、こういう条例がありまして、これを適用できないのかという話をした場合に、そういう質問したんですけど、適用はできないのかどうか、こういうことだったんです。反問権に関しては、お答えできないので、もしよければ、今後調べて、また返事をさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） それでは、今の岡本君の発言に対しまして、市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 質問に当たっては、やはり具体的な事例を挙げて、誰々がどう言いよるか、うわさとか、さまざまな意見、それも十分わかるわけですが、やはり根拠を示して、それについての具体的な我々としても責任をもった答弁をしていかなければなりませんので、そこはお願いをしておきます。

ただ、このエネルギー基本条例というのは、この事業者を規制するような条例ではないということは、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

○議長（永野裕夫君） それでは、タイマーを始めてください。

2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 規制する条例ではないということなので、現在、何もできないということはわかりました。

それでは、新しく市民の生活や市の財産である豊かな自然を守るような条例を制定してはどうでしょうか。

今、先に市長のほうからありましたが、大分県の由布市が景観のよい豊かな自然に囲まれた高台にある温泉地ですが、ここでも同じように太陽光発電事業の計画が出て、その際には住民からの反対の声をもとに、景観を乱す場所への規制や、住民への影響を考えた自然環境とこの事業が調和していくための条例を、市長みずから動き、制定しております。

ちょっと違う例にはなりますが、先日のNHKの番組で、建設残土による土砂崩れの被害を取り上げた番組がありましたが、コストダウンを重視する余り、しっかりとした整備がされておらず、起こるべくして起こった事故だということでした。

原因の1つには、規制できる法令がないことが一番の原因ということでした。そのため、問題視した自治体は、独自に規制できる条例を定め、対応しているということでした。このように国に規制できる法律がないならば、それぞれの自治体で独自に条例を定め、規制に乗り出せるということかなと思うんですけど、市民を守るため、この土佐清水市を守り、未来に残していくためにどのような条例を制定すべきか、市民の声を聞く場を設けるなどすべきではないかと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そういう場合は当然必要だと思いますし、積極的に門戸を開いて住民の声を聞いていきたいと思っております。

この由布院の私持っているのは、条例というより、これは太陽光発電施設設置事業指導要綱ということで、指導という立場での要綱だというふうに理解をしております。ですから、先ほども言いましたように、適用の範囲を定めたり、それから施設を設置しようとする事業者の責務として、関係法令を遵守し、周辺的生活環境に十分配慮し、近隣住民との良好な関係を損なわないように努めると。それから事前にこの場所に設置をしたいという事前に市長との協議の場を設けるとか、それと、先ほど言いましたように、内容、それから工事施工、方法等について、地元説明会を開催するとともに、近隣関係者との協議をすると、こういう指導の要綱でございますので、こういうものが可能かどうか、土佐清水市の状況とも十分考えながら、できれば検討していきたいというふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ぜひ、皆さん困っているということですので、よろしく願いいたします。

また、この固定価格買取制度は、政府が推進している事業ですが、この制度を推進していく中で、自然環境や住民への影響など、本市のような問題が全国でも多く出てきており、この制度自体の抜本的な見直しを求める時期に来ているのではないかと思います。

このような意見が多くなってきている中、政府に対し、法律の改正や規制を求める意見書を土佐清水市が先駆けて提出するなり、物を申していくことができれば、そういった取り組みに伴う知名度も上がり、観光客へのアピール、自然豊かなまち、土佐清水の好印象にもつながるのではないかと思います。このあたりどうでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事前通告と全く違う質問をするということは、この円滑な議場の場で、非常にちょっと戸惑っているところでもございますが、ぜひ、この通告はしっかりと遵守して、この事前通告制というのは、遵守していただきたいというふうに思います。

今、議員からの質問に対しましては、今後検討していくということで、答弁にかえさせていただきます。

○12番（武藤 清君） 議長。

○議長（永野裕夫君） 12番。

○12番（武藤 清君） ちょっと2番議員と市長のやりとり、通告の問題について、もうちょっと議運のほうで後ほど、確認をするということで、執行部もやりにくいと思う。答弁できない。通告してなかったら。議長の計らいよろしく。

○議長（永野裕夫君） わかりました。

それでは、後に議会運営委員会を開催をいたします。

引き続きまして、2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 通告にない話ということで、僕も本当に勉強不足で、それは申しわけなかったんです。

ただ、このあたりは一連の流れで関連する内容かなと思いましたので、そのままいけるかと思って、このようなやりとりになってしまいました。

今後気をつけますので、またよろしく願いいたします。

この件に関しては、これで終わります。

次に、市斎場の指定管理者についてですが、これは最近、現在の指定管理者に対する市民からの苦情があがってきたのと、私自身、実際に職員の対応に問題を感じましたので、質問させていただき次第です。

環境課長に伺います。

市民の声について、どのくらい把握しているかをよろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 最近、現在の指定管理者に対する市民のご意見として、直接市民から届いているのはございません。

ただ、先日、議員からお聞きした葬儀業者さんとのトラブル、職員の接遇に関する苦情を1件いただいております。

そのほか、施設整備などに関するご意見は、9月会議で議員から質問のありました斎場の進

入路のことや、駐車場の照明、畳の部屋への椅子の配備、入口の看板などの声をいただいております。照明や椅子については改善を行っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） なかなか市民からの声というのは、直接、そちらのほうにはあがってきてないということではありますが、私のほうには、仕事柄か、市民の方からよくお話があります。

例えば、施設の清掃が行き届いていない、対応の悪い職員がいる、指定管理者としてふさわしくのではなどというような声を聞きます。

引き続き、環境課長に伺います。

アンケートの収集経路はどうなっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 利用者アンケート用紙を、斎場の玄関入口に回収箱（ご意見箱）とともに設置させていただいております。

収集経路は、斎場の職員から四万十市におります店長へ報告があり、店長が対処対応を行い、その結果、内容について市環境課へ報告するようになっております。

アンケート以外の市民の声としましては、直接斎場を利用した方からのご意見、そのほか、葬儀業者、それから市議会議員などからいただいております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 指定管理者が集めて、指定管理者の店長を通じて市のほうに届いているということですが、市の斎場なり、管理者に対する苦情や意見を当の指定管理者が集める投書箱には書きにくいという意見や、書いたところで本当に市に届いているかわからないという意見もありますので、アンケートは直接市が管理するなど、収集経路の改善をしたほうがよいのではと思いますが、このあたりどうでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） ただ今のご意見につきましては、アンケートは斎場が一番利用する方のところですので、そこにも設置し、市役所にも今、ちょうど工事中ではありませんけど、目安箱とかもありますし、市への広報を通じて市民の皆さんに市への要望等については出してくださいということもやっていますので、これだけがアンケート用紙だけが斎場を使用した方の

市へのあれでもありませんし、また、直接電話していただいても全然構いませんし、先ほど言いましたような一番わかっている葬儀業者とか、市議会の方、地元の区長さん等からもお聞きはできますので、そのようなことで対応したいと思っています。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。斎場でのことなので、斎場になかなか市民の皆さんは、葬式という機会もそうそう毎日毎日あるわけではないですし、行ったときにこういうところに気づいた、これが不便だなという思いがありまして、また、葬式という特殊な空間の中で、そこを離れた場合に、そのあたりはまた忘れて、結構大変な作業ですので、帰られると。思いついたときに書きたい。その書くべきアンケートが、今言ったような内容でなかなか書きにくいということですので、このあたり、ぜひまた検討していただければと思うのですが、引き続き、環境課長にお伺いいたします。

さきに述べたような苦情があがっておりますが、指導はいつどのようにされているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） アンケートなど、市民のご意見については、内容を確認し、すぐにできることはその都度行っております。

先の議員からの件につきましては、特に現場職員の接客に関することですので、すぐ店長へ直接口頭指導を行って、改善を求めており、清掃等については徹底してやるよう指導をいたしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 定期的には時期を決めてやっていないということでもよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 失礼しました。定期的には、指定管理者から毎週月曜日には、前週の使用料の入金をいただいております。毎月、前月の1カ月分の業務報告を受けております。報告書。それから毎年、年度の協議等も店長、現場の職員と行っており、アンケートのこととか、直接意見については、その都度、連絡をとって協議、指導をしているところでございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 市のほうでそういった苦情があったり、管理者のほうから何かあれば、その都度、そういった指導なりをされているようではあります。そういったやりとり、経過の中でこういったふうな苦情が出てきているということで、今後、定期的に市のほうからみずから出向いて行って、こういう意見があるので気をつけてくださいというふうな指導をできれば、もっともっと市民が納得して、使いやすい斎場になるのではないかと思いますので、そのあたりまたよろしく願いいたします。

市長にお伺いいたします。

市民より、指定管理者としてふさわしくない、何とかしてほしいという声があがってきておりますが、私もつい最近ですが、実際にこのようなことがありました。

午前11時30分の火葬時間の予約を取るとき、そのやりとりの中で、11時30分に少しでもおくれたら火葬はしませんので、お伝えくださいと、そういうふうに言われました。ご遺族は悲しみの中で葬儀を執り行い、場合によってはなかなか出棺できなかつたり、予想外の参列者で時間が大幅におくれることもあります。指定管理者は、1葬儀を取り扱う業者ですが、悲しみにふけっている市民に対し、時間に少しでもおくれたら火葬はしないとは、誰の権限で言っているのか、また誰の立場で指定管理者を任されているのか、私はモラルの観点、また市民サービスの面からも問題があると思い、先日、今言われたように、環境課長にも報告をし、指導を願いました。

このあたり、市民の立場になってない、市民の立場になって取り組むべきなのでは思うのですが、市長の見解を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 当然、市民、利用者の立場に立った管理を任せているというふうに感じております。

施設の清掃や火葬の時間、今、聞いたところですが、こういうことは市民サービスというのに直接かかわることですので、斎場の指定管理者には厳重に注意もし、指導もしていきたいと思っております。

ただ、仲介役といいますか、葬儀業者の皆さんと、やはり指定管理者との間で、一定のしっかりしたルールづくりというか、統一した対応、そういうものももう1回、お互いが確認し合いながら、まさしくその市民の立場に立った対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） その仲介する葬祭業者に対する対応をお願いしたいということだと思うんですが、一定のルールというのは明確には定められてはいなかったんですけど、今回、そういった本当に1葬儀を取り扱う業者が、葬儀はわかり切っているはずなのに、なぜそういうふうな時間に少しでもおくれたら火葬しませんというふうな声が出るかと思ひまして、そのあたり質問させてもらったんですけど、業者も遺族の立場に立って、遺族の代行として電話をする場合もあり、遺族が直接する場合もあり、そのあたり、本当に気持ちを込めてやっていることとは思いますが、指定管理者の対応について、本当にちょっと理解でき難い点がありましたので、このような質問をさせていただきました。

前回の道の件もそうですが、またそういった意見を聞く場をぜひ設けていただいで、対応していただきたいと思ひます。

次の市の書類交付についてですが、副市長にお伺いをいたします。

日ごろ市民より、「市役所の受付の時間が平日の昼間やと、仕事を休んで市役所の書類を取りにいかないかん。何とかならんのか。」という声を聞きます。現役で働いている方や、共働きの世帯、市外に働きに出ている方などは、絶対に間に合わんと思ひます。

委任状や知り合いに頼むという方法もありますが、印鑑証明など、重要な書類もありますし、市民がスムーズに書類を取得できる体制にならないかと思ひ次第であります。

このたびの耐震補強工事に伴い、総合窓口を設置するということですが、そこでそれに伴い市民課など、書類の交付にかかわる部署などは、受付時間の延長を考えてみてはどうでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

来年、平成27年4月より市民課に総合窓口を設置し、住民サービスの向上を図ることとして、現在、行政改革推進本部でサービス内容について議論を行っているところでございます。その議論の中で、受付時間の延長についても、あわせて議論しておりますので、その検討結果を踏まえ、今後、実施するかどうかについては、検討を行いたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 検討していただいているということで、本当にありがたく思っております。また、ぜひ市民が無理なく書類を受け取れるように検討いただきたいと思ひます。

次のコンビニ交付についてですが、ちょっと自分なりに調べてみましたが、受付時間の延長も確かに早急に求めているんですけど、総務省が進めている事業ということでして、パンフレットを見ると、地方公共団体にて順次拡大中となっておりますので、いずれ全国これが網羅していくのかなとは思いますが、このあたりの本市としての導入というか、考えというか、それをまたお願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

コンビニエンスストアで自動交付機の設置ということやと思うんですけど、現在、コンビニエンスストアでの各種証明書の自動交付機を設置している市町村は、地方自治情報センターの平成26年12月1日現在のデータによりますと、全国約1,700の自治体のうち、91市区町村で実施しております。

高知県では、平成26年10月1日現在の市町村振興課の調査によりますと、コンビニエンスストア等で自動交付機を設置している市町村は、1カ所もございません。今後も予定している市町村はないとのことでございます。

本市としても、コンビニエンスストアでの自動交付機の設置については、現在、考えておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 今、実際考えてないということではありますが、総務省が推進している事業なので、必然的になっていくのかなと思っていたんですけども、例えば、愛媛県の東温市があるんですが、ここは以前から住民票など、書類の自動交付機を設置しておりまして、時間も夜8時とか、9時か10時ぐらいまでやったと思うんですけど、自動で証明書類を取得できるというようなシステムを置いております。

これはいいなと思って、1回聞いたんですけど、そのときの職員が、ただ、今これで置いていますけど、今後、コンビニ交付を導入、検討している今、いるところですかということがありまして、そしたら本市でも自動交付機があればいいなと思ったところなんですけど、コンビニでできるならば、自動交付機はあえてこの市役所の場所には要らないのかなと思ひまして、ぜひ、今検討がないということではございますが、そうやってちょっと先へ進んでいるような自治体でも検討をされているということですので、本市も需要があるかないか、まず先ほども言いましたが、意見を聞く場をまず設けていただいて、それをもとに検討していただければと思ひま

すので、よろしく申し上げます。

次の、デマンドバスについてですが、企画財政課長にお伺いをいたします。

導入からこれまでの運行状況をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

ご存じのように、本市の高齢化率が40%を超えております。いわゆる限界集落と呼ばれる地域が大変増加をしております。公共交通が入っていない空白地域も8地域存在するなど、中山間地域には移動手段を持たない高齢者が買い物や通院などの日常生活に支障を来しておる状況であります。

また、路線バスや通園・通学バスの運行経費が本市の財政を圧迫するなど、課題が山積をしていることから、県の補助事業を活用しまして、住民アンケート調査を実施した上、その結果をもとに、将来の移動手段としてデマンド交通のニーズが高かったということもありまして、市内全域の公共交通を抜本的に見直していく議論を経て、昨年10月から実証運行としてデマンド交通を導入をいたしました。

デマンド交通導入の当初の利用状況につきましては、路線バスでありましたので、これまで時刻表に基づき、バス停で待っていれば乗車をできておりましたが、予約をしなければならぬという運行に変わったため、予約の手間が煩わしいということもありまして、利用の低迷が続いておりましたが、昨年の12月には、地域の皆様や交通事業者からいただいたご意見なども踏まえまして、毎月5日、20日をお出かけ号の日として、料金を無料にする制度を導入をしたり、今年2月からは、通院に利用しやすい時間帯の便を設け、市街地までの直通便を増便するなど、利用しやすいダイヤ編成とあわせて、予約時間帯の変更等も行った結果、1日当たりの平均乗車人数が実証運行では、下ノ加江地区は5.42人が本格運行期間では、6.82人となっております。同じく、下川口・三崎地区では5.16人が7.69人へと増加をしてきている状況であります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 僕のほうにはなかなか使いにくいとかいう声がちょっとあったんですけど、今の取り組みから乗車状況を聞いた範囲ですと、かなりいい感じで来ているのかなと思えました。

無料の日も設けているということなので、そのあたり、使いやすい交通手段として改善がさ

れているのかなと思います。

あと、市街地地区に関して、このあたりも回る路線もつくってほしいということがあります
が、このあたりどうでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） デマンド交通は、基本的に過疎高齢化・少子化のところを中心
に運行するということでありまして、今現在のところ、市街地地区の路線の開設につきまし
ては、ハイヤー業者との競合等もあります。それと既存の交通手段を守っていくという観点も
ありまして、今現在の路線バス、ハイヤー、デマンド交通というように住民のニーズに応えら
れるような複合的な交通体系を維持していくということで、今現在、行っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 町のそういった状況なりということで、わかりました。

ただ、隣の四万十市も、長距離のエリアをまたいだデマンドバスという路線と、市街地を回
る町バスという2通りで運行していましたので、またそういったのが目に触れ、話が聞こえて
きての市民からの声かなと思いました。

もし、地元の業者なり、バス会社なりとの話がつけば、また住民の意見も踏まえて検討して
いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続き、運転免許自主返納支援制度についてお伺いをいたします。

この返納者への特典は、現在、どのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

運転免許返納支援制度の所管であります総務課に確認をいたしました。免許返納時だけに
2,000円分の商品券を交付するサービスや、利用時に返納証明となる運転経歴証明書を提示
することにより、高知西南交通及び土佐くろしお鉄道の高知支線の運賃や、定期券の割引が受けられる制
度、市内では協力店舗による買い物等の割引やハイヤー運賃の割引などがございます。

また、企画財政課が所管をしております返納支援制度につきましては、市の公共交通協議会
が補助事業の一環として申請をいただいた方に対しまして、毎年度、移動手段確保の観点
から、タクシー助成券として4,800円分、市内での買い物促進の観点から、3,600円分の
買い物券を交付をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 今、各種割引とか、クーポン券的なものであったり、チケットがあるということで、結構やっているんだなと思ったところですが、市長にお伺いをいたします。

高齢化社会を迎え、高齢者の交通事故も年々増加傾向にあります。

高齢者が車がなくても安心して生活のできる土佐清水にするには、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 企画財政課長より説明がございました。本当に急速に過疎化・少子高齢化が進んでおりまして、ほんとにいわゆる限界集落。限界集落からそれを通り越して消滅集落に向かっているというのが、今の土佐清水市の端々と言いますか、その集落の現状なんです。これをいかに高齢者の方が日常的に生活を営んでいくために、さまざまな生活基盤というのは買い物であったり、病院の通院であったり、そういう切実な生活基盤というのが崩れつつあるというのが、今の現状であります。そのために、この将来を見据えた交通弱者と言いますか、交通の便に困っている方々の移動手段の確保策として、このデマンド交通というのを導入した経過がございます。

本当に私も時間が許す限り、いきいきサロンとか、いろんな市民の方の集まりにも行かせていただいて、ご意見も聞いているところなんです、本当に切実な声であります。この10月からデマンドバスも実証運行を開始をいたしました、利用者や交通事業者、そして議会からの意見もいただきながら、利用料金の引き下げや利便性向上のためのダイヤ改正も随時行ってまいりました。

今後とも地域の皆様からのご意見、これを大事にいたしまして、移動手段の確保はもとより、免許返納支援制度の充実、これももっと図りながら、住みなれた地域でいつまでも暮らし続けていける、そういう土佐清水市を目指して取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

今、特典をつけて、その特典もかなりいいものもあると思いましたが、ただ、本当に今から高齢者がどんどんふえていく中で、もっともっと高齢者をバックアップするような特典を用意して、この制度を進めていってほしいと思います。

次のふるさと納税について、企画財政課長にお伺いをいたします。

これまでの納税者数と納税額の推移をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年5月1日よりスタートし、今年で7年目を迎えております。その推移、実績について年度ごとに人数、寄附金額にてお答えさせていただきます。

平成20年度、人数が36人、寄附金額391万5,000円、平成21年度12人、82万9,000円、平成22年度12人、52万3,550円、平成23年度8人、53万円、平成24年度25人、27万6,370円、平成25年度41人、456万4,000円となっており、今年11月末現在は、41人114万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。

結構、納税者おるのかなと思います。

最近、話題となっております特産品などをお礼にするとかあるんですけど、そのあたりは本市ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

従来から、ご寄附をいただいた方全員には、お礼状を送付をしておりますが、平成25年度よりご寄附をいただいた方を対象に、ご希望される方に対して、本市の特産品を贈呈をしております。平成25年度は、寄附金額が1万円以上の方には、5,000円相当の品物として、あしずり黒潮米10キロ、土佐清水元気プロジェクト商品詰め合わせを贈呈をいたしました。平成26年度は、寄附金額が1万以上、2万円未満の方には、2,500円相当の品物、また2万円以上の方には5,000円相当の品物として、あしずり黒潮米5キロ、10キロとありますが、それと土佐清水元気プロジェクト商品詰め合わせ、ウエルカムジョン万カンパニー商品詰め合わせの中から選択をいただき、贈呈をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 特産品をお礼に送っているということで、そのあたり、予算はどのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） 予算につきましては、企画振興費の8節報償費に計上しております。平成25年度の決算は、30人に対して15万円でありました。平成26年度の予算は、35人分11万3,000円を計上しております。11月末現在、21人に対しまして8万4,380円を支出しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。

その商品ですけど、固定された商品のように思いますが、土佐清水の特産品はほかにもよい物がたくさんあると思います。品物を選ぶのに一定の基準はあると思うのですが、特産品のお礼に使う品物の選定について、どのようにされているか、よろしくお願いたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

現在は、3種類の特産品のメニューであります。徐々にそのメニューをふやしていきたいという考えを持っておりまして、そのことによって寄附金額の増額、また本市の魅力を発信できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。

これからどんどんいろんな商品がふえるということで、市内業者にとっては、いいことだとは思いますが、市長にお伺いをいたします。

お礼に特産品を送ってアピールをするのもよいと思いますが、私は、純粋な納税のあり方でもよいのではないかと思います。納税者は本市出身であったり、何かの縁でこの土佐清水を気に入っていただき、この町のために役立ててほしいと思い、そういう思いから寄附金を納められていると思います。

この方たちは、納められた寄附金がどのような用途に使われたかを、先ほど、お手紙を出し

ているということでしたので、報告はしているのだと思いますが、その内容の中に例えば、こういうふうに使われていますとか、そういった寄附者の目的に対する、思いに対する返事というか、あなたのお金はこういうふうに使いましたよというような、そういったような内容というのは盛り込まれているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このふるさと納税、募集するときに、ふるさと納税というのはこういうもの、そしてまた寄附金はこう活用するというので、まず寄附金の活用については、納税される方について4つのうちからお選びくださいという形で投げかけしています。1つは、ふるさととの海・山・川の元気応援事業ということで、例えば懐かしい風景をそのまま、それから南海地震に備えるとか、そういうふるさととの海・山・川の元気応援事業、これが1つ。それから2つ目としては、教育環境日本一事業ということで、未来を担う子どもたちへ、日本一の教育環境を、そういう思いがある方にはそういう使い道、それから3つ目としては、土佐清水市まるごと元気応援事業ということで、観光やイベントの助成などに使ってほしいと。これが3つ目。もう1つは、市長にお任せ事業ということで、市長が思うとおりに使ってくださいと。この4つから1つ選んでくれということで、投げかけしております。その結果、実績といたしましては、これまで総合運動公園に緑いっぱい事業ということで、総合運動公園にツツジの植樹を行ったり、それから清掃、園地や観光施設周辺の草刈りを行う清掃の備品を購入したり、教育におきましては、本大好き事業といたしまして、図書館に図書を送ったり、それからまるごと元気応援事業としては、あしずり祭りの補助事業に使ったり、それから市長にお任せ事業ということでは、平均寿命というか、市民の健康増進に役立てようということで、検診用の車両を購入し、住民の健康を図ったり、そういう目的に沿って納税をしていただいた方の気持ちを十分受けとめて使うように、そういうふうにながめております。

議員がおっしゃったように、今、豪華な品物を送って、どんどん納税額を高めようという市町村もあります。高知県内でもそのことが地域の活性化と地場産業の振興に役立つという考えのもと、どんどん豪華な品物に走る自治体も出ております。

ただし、やはりそういう納税をしてくれる方の気持ちというのが一番大事でありますので、その気持ちに沿った使い方をしてほしいと思っておりますし、去年から本当に土佐清水市を好きなグループといいますか、そういう一人一人が20何人のグループができて、毎月1,000円ずつを振り込んでくれる、そういう運動も東京・大阪で土佐清水市出身の方が、フェイスブックでみんなに呼びかけて、そういう毎月1,000円を寄付してくれるという、そういう動きも出てきておりますので、そういう市外の土佐清水市出身の方と連携しな

がら、協力しながら、もう1回ふるさとを見直し、発信していく、そういう考え方でこのふるさと納税には取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。

最初に目的を提示して、それに沿って納税されているということなので、何に使われたかというふうな文言は、あえて要らないかなと思います。

ちょっと参考までに佐賀県武雄市の樋渡啓佑氏をご存じかと思うんですが、先日、知事選に立つために辞職をしているので、元市長ということです。

図書館の指定管理者をTSUTAYAにしたこととか、その他スタバが入ったりとか、賛否両論ありますけど、有名な方ですが、その姿勢から武雄市には視察や取材が多いということでございます。

この樋渡氏も、同じような考えのもと、特産品などのお返しは一切しておりません。市のホームページで寄附金が使われる内容を案内したり、年度ごとのデータを載せたり、納税者のメッセージや名前が記載されたりしております。

予算との兼ね合いや納税者の意向なども精査して、もう一度考え直してもいいかもしれませんね。

種々申し上げましたが、市民の方々は本当に困っておりますので、早急な措置をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ちょっと失敗もありまして、これもまた運命のいたずらかと思います。失礼しました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時14分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 日本共産党の前田 晃です。

一昨日の総選挙は、自公連立与党が改選前と同じ326議席を占め、圧勝の形で終わりました。

しかし、これは国民の意思を正しく反映した結果ではないと私は思っております。

今回の投票率は、52.66%で戦後最低を更新しており、有権者の半数は棄権に回っていま

す。しかも、全有権者に占める得票数の割合を示す絶対得票率では、自民党は小選挙区で約25%、比例区では約17%を得ているに過ぎません。それにもかかわらず、圧倒的多数の6割以上の議席を得たのは、民意を正しく反映せず、大政党に有利になる小選挙区制度の結果だと思っています。

消費税の増税、アベノミクス、集団的自衛権、原発再稼働、沖縄新基地建設など、どの問題でも国民の5割から6割は、反対を示しています。国政の問題は市民生活に直結してきます。私たち日本共産党は、この安倍政権の強権、暴走の政治から市民生活を守るとともに、市民の皆さんの声をしっかり受けとめ、要望や願いの実現のために、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、3点の質問をいたします。

まず1つ目は、就学援助制度についての質問です。

もう10年くらい前から、家庭の経済状況の悪化による子どもの貧困の広がりが問題視されてきました。この7月に厚生労働省の国民生活基礎調査が公表され、その中で日本の子どもの貧困率が過去最悪になったことが明らかになりました。子どもの貧困率というのは、国民の平均的な可処分所得、これは収入から税や社会保険料を差し引いた手取りのことですけれども、2012年は244万円、この平均的な可処分所得244万円の半分の122万円を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合のことを、子どもの貧困率というそうです。可処分所得が122万円という、1カ月の生活費はおよそ10万円になります。ここから家賃や光熱水費、食費、交通費などを支出することになります。1人世帯でも大変ですけれども、家族がふえれば、生活はさらに困難になることは容易に想像ができます。

厚労省の調査では、この122万円の貧困ライン以下の世帯で暮らす子どもの割合が、前回は0.6ポイント上回り、16.3%になったということです。これはほぼ6人に1人の子どもが貧困状態にあることを示しています。

また、ひとり親世帯の子どもの貧困率は、54.6%と最も高く、ほぼ2人に1人の子どもが貧困状態にあることも明らかにされています。

ひとり親世帯の大半は、母子世帯です。賃金水準の低い非正規雇用で働く母親が多く、厳しい労働条件のもとで幾ら働いても貧困状態から抜け出せない実態も浮き彫りになっています。

発展途上国のような食べ物や着る物がなく、そういった絶対的貧困とは異なりますが、我が国の子どもの貧困の拡大は、子ども間に教育の機会や文化的体験の格差を広げ、実質的に子どもの成長する権利や教育を受ける権利を奪うこととなります。

子どもの貧困の広がりを前に、どの子にも等しく教育を保障するという公教育の責任が今、厳しく問われていると思います。そこで、教育長にお尋ねをいたします。

今日の子どもの貧困の広がりについてのご所見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

子どもの貧困率については、1985年の10.9%から徐々に上昇し、先ほど議員ご指摘のとおり、2012年において厚生労働省の報告では、過去最悪の数値となり、16.3%となっております。

その原因については、さまざまな要因があるかと思いますが、このことは長引く不況から企業が正規職員の雇用を抑制し、いわゆる非正規雇用が増加していることに起因すると考えられ、特にひとり親世帯では、幾ら働いても貧困状態から抜け出せない環境にあります。

そのことが結局、子育て世代全体における所得の減少というところにつながっているのではないかと考えます。

教育行政を担当する者の1人として申し上げますと、貧困の放置はさらなる貧困へとつながり、また、貧困からの脱出において、義務教育が担う役割は大変大きなものがあると認識しております。

子どもの場合、育つ家庭環境を選択することはできません。しかしながら、いかなる家庭環境に生まれようと、義務教育において一定水準以上の教育を受ける権利は保障されなければなりません。そういった意味でも、貧困状態のもとにある家庭で育った子どもたちの環境を、抜本的に改善する必要があります。そのためには、市行政の直接的な支援と並行して、国レベルの雇用のあり方、それに伴う賃金制度等の改善が根本解決には必要ではないかと考えております。

いずれにしましても、教育行政として、でき得る支援は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございました。

子どもの貧困問題についての現状認識については、非常に同じような認識に立っていると思っ
て、心強く思いました。

それでは、続けて市長にもお尋ねをいたします。

今日の子どもの貧困の広がりについての市長のご所見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 千の倉より子は宝ということわざがございます。土佐清水市の将来を担う子どもたちは、まさしく私たちの宝だというふうに考えているところであります。詳しくは、先ほど、教育長の答弁のとおり、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策というのは、極めて重要であると認識しております。そのためには、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、そういった支援を総合的に推進することが必要と、また求められているというふうに認識をしております。

○議長(永野裕夫君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) ありがとうございます。

市長も行政上のさまざまな措置や、また労働環境の整備等についての認識をお持ちということで、大変心強く思いました。

子どもの貧困の広がりには、教育長や市長のお話にもありましたように、私は小泉構造改革に始まる、そして安倍政権に引き継がれた政府の雇用経済政策が根本にあるように思います。大企業の経済活動を優先し、派遣労働や非正規などの不安定雇用をふやしてきたことが、親の雇用労働環境を悪化させ、貧困と格差を広げてきたと思っています。まずここを正さなければ、子どもの貧困の根本的な解決には至らないことを指摘しておきたいと思います。

さて、子どもの貧困対策、教育子育て支援策として、奨学資金制度や児童扶養手当など、いろいろな制度がありますが、はじめに申し上げましたように、ここでは就学援助制度を取り上げて質問をいたします。

就学援助制度は、経済的に困窮している世帯の小・中学生に、学用品費など援助する制度です。私が学校現場にいたときにも、この就学援助制度を利用する家庭が少なからずありました。子どもたちがお金の心配をせず、安心して学べる制度として、大変ありがたく思ったことでした。

文部科学省の調査によりますと、2012年度に就学援助を受けた小・中学生の人数は、全国で約155万人にのぼります。その割合、就学援助率は15.64%で、これも過去最高になったということです。ここにも子どもの貧困の広がりが見てとれます。

都道府県別の就学援助率では、大阪府が26.65%と最も高く、続いて山口県の24.77%、そして3番目に高知県の24.38%が続いています。高知県は、全国的にも就学援助率が高い県で、ほぼ4人に1人の子どもが就学援助を受けていることとなります。

ただ、高知県の場合は、高知市の就学援助率が飛び抜けて高く、それが高知県全体の数値を

押し上げているとも言われています。

さて、就学援助率3位、県民所得も46位という高知県の現状から見れば、本市の子育て中の家庭の経済状態も大変厳しい状況にあるのではないかと推察できます。

学校教育課長にお尋ねをいたします。

本市の就学援助を受けている児童生徒数とその割合、経年の変化についてお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

就学援助制度における申請者及び認定者の過去3年間の推移としましては、平成24年度申請176件、認定128件、認定率で72.7%、平成25年度は、申請167件、認定125件、認定率74.9%、平成26年度、申請149件、認定124件、認定率83.2%となっており、申請件数は減少しているものの、認定数につきましては、ほぼ横ばいとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 就学援助を受けている児童生徒数は、今、お話をさせていただいたんですか。お話ありましたか。

もう1回繰り返しますが、26年度が何名ですか。小・中合わせて。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） 26年度は、認定件数124件です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

申請数とそれから認定件数、児童生徒数のお話がありました。本市の場合、就学援助を受けている児童生徒数が、26年度、本年度は小・中合わせて124名ということです。

就学援助率でいいますと、13.9%ということになるろうかと思いますが、これはおよそ7人に1人の子どもが就学援助を受けていることとなります。児童生徒数が減っている中で、就学援助率が徐々に上がりつつあるわけですから、経済的に厳しい世帯がふえているということも読み取れるのではないかと思います。

続けて、学校教育課長にお尋ねをします。

本市の就学援助の内容、補助対象についてお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

経済的理由から就学困難な児童生徒に対して、援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的として、学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、P T A会費、生徒会費、校外活動費を支給するものであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

学用品費、通学用品費、修学旅行費など、幾つかの内容を示していただきました。

就学援助制度の事業内容や運用については、国としての統一した基準はないそうで、市町村に任されているのが実情のようです。

また、2005年度より準要保護者に対して行う就学援助が、一般財源化され、自治体の財力による受給の格差も生じているというふうに聞いております。

学校教育課長に再度お尋ねします。

文科省の就学援助制度の説明の中では、クラブ活動費も援助対象になっていますが、本市では補助の対象になっていないようですが、何か理由があるのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

クラブ活動は、全員参加でないこと、またクラブによって大会回数、費用も大きく異なることから対象としておりません。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） わかりました。

教育長にお尋ねをいたします。

クラブ活動費については、教育長もご承知のように、中学校の教育費の中で、保護者にとって最も大きな負担になっています。

今、課長からお話がありましたけれども、入部が任意であることや、部活動によって掛かる費用や負担額が異なるということは、確かにありますけれども、お金がないと部活動ができな

いとなると、貧しい家庭の子どもは任意どころか、入り口で部活動から排除されることになってしまいます。

これは教育の機会均等から見ても、大きな問題ではないかと思えます。

クラブ活動費が就学援助の補助対象になるようにすべきだと思いますが、教育長はどのようにお考えか、ご意見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

課長が答弁したとおり、就学援助制度の中では、クラブ活動費に直接的な支給はいたしておりません。

しかしながら、本市の場合は、クラブの遠征等に多額の保護者負担も必要なことから、別途中体連に総額で336万円の県総体、郡体等への大会助成（宿泊・バス等の借り上げ料等）を行っています。

さらに、高知県幡多郡中学校体育連盟主催の大会には、年間を通じて2台のマイクロバス、これは運転手つきで貸し出しを行っております。

幡多管内の市町村では、ほかの市町村と比べましても、劣らない支援体制にあるというふう

に自負しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） クラブ活動費を補助対象にしてない理由として、ほかの施策を講じておるといふことでもありますね。

中学校の部活については、遠征がありまして、その移動費、バス代なんかかなりの負担になるようです。それに対する補助がされているということで、ひとつ了解はいたしましたけれども、中体連主催の大会でない純粋な練習試合とか、そういったものについての旅費は、バス代は、今、支給できていないのではないかと思うんですが、ぬかったところが幾つかあるんじゃないかと思うんです。補助できていないことも考えますと、クラブ活動費として、ぜひ入れていただくよう検討していただきたいというふうに思います。回答は構いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、学校教育課長にお尋ねをいたします。

就学援助の認定基準については、市町村によって異なっていると聞いています。本市の就学援助の認定基準についてお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

本市の場合、生活保護法により生活保護として認定を受けている世帯を要保護世帯、また、前年分の収入により、市県民税が非課税、もしくは均等割課税のみの世帯を準要保護世帯として、この2つを支給対象世帯として認定しております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 認定基準につきましては、まず要保護についてはどの自治体も共通ですけれども、準要保護についての認定基準が自治体によって異なっています。市町村民税非課税を基準にするところ、生活保護基準に一定の計数を掛けたものを基準にするところ、児童扶養手当の支給を基準にするところ、生活保護の停止または廃止を基準にするところなど、これらの基準を併用して、認定基準にしている自治体が多いようです。

本市の場合は、主に市県民税非課税などを基準にして、教育委員会が認定することになっておるといことですが、私が気になっていましてのは、本市の認定基準がこの制度を必要とする子どもや家庭を漏れなく救う基準になっているかどうかということです。ある保護者からは、生活が苦しくて、毎年申請しているのに認めてもらえない。どうしてやろうという疑問の声も聞かれました。

最初に、課長の答弁の中で、申請数と認定率が出されていまして。おおよそ70%から80%認定をされておるといことですが、残り20%の方の声だろうというふうに思います。

本市の市県民税非課税、市県民税均等割課税のみ、要保護世帯に準ずる、こういう3つの基準があるんですけれども、その認定基準では、どのくらいの収入だと認定をされるのか、認定基準が税金の制度とかかわっているため、文言だけではなかなかわかりにくいものです。

学校教育課長にお尋ねをします。

父、母、子ども2人の4人家族の世帯をモデルケースとして、年収がどのくらいまでなら、本市の認定基準に該当するのでしょうか。市県民税非課税の場合、市県民税均等割課税のみの場合、要保護世帯に準ずる場合、それぞれについてお聞かせをください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

市県民税非課税世帯、均等割のみの世帯を準要保護の世帯としておりますので、均等割以下、非課税世帯を含めた答弁にさせていただきます。

父、母と中学生の子ども2人の4人世帯の場合であります。給与収入で年収270万円までが対象となります。

支払い義務のある税金や社会保険料などを差し引いた残りの可処分所得に換算すれば、244万1,000円以下が対象となります。要保護の生活保護基準との差額は8万2,620円であります。

また、母と中学生2人の3人世帯の場合、この場合は給与収入で220万円以下となり、可処分所得で199万9,300円以下が対象となります。生活保護基準との差額は16万4,980円です。

税と生活保護基準は、人数や年齢によって差が生じるため、ケースによっては異なりますが、市県民税均等割の世帯が生活保護基準世帯より若干、対象が広がる程度であり、もしくはほぼ同等であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 具体的にどれくらいの金額になるのか、私も一生懸命計算をさせていただきました。税務課のほうにも尋ねて行って教えていただきました。

でもなかなかわかりません。課長の答弁の中で、大体の概要はわかりましたけれども、この均等割課税のみの認定基準でいきますと、私は生活保護基準のほうが上回っているかなというふうに最初思ったんですけれども、課長の答弁の中で、生活保護基準の最低生活費のほうが若干低いというふうに言われてましたので、ちょっとそれが意外に思いました。多分これは、昨年の8月に生活保護基準の見直しがありまして、最低生活費が引き下げられた影響が出ているのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、さきの4人世帯のモデルケースの場合、最も多い収入、年収であれば、270万円以下、税や社会保険料等を差し引いた可処分所得なら244万円以下であれば、本市の市県民税均等割課税のみの基準に該当し、就学援助が受けられるということがわかりました。

最初にお話をいたしました貧困ラインの可処分所得122万円以下の世帯、年収でいきますと150万円ぐらいになるということですが、その世帯であれば、清水の場合、244万円以下ですから、申請をすれば当然、本市の就学援助を受けることができることになるということだろうと思います。

私は、現行の認定基準が援助の必要な子どもや、家庭の願いに応える適正な基準になっていれば、問題はないと思っていますけれども、準要保護の認定基準につきましては、就学援助制

度の趣旨からいっても、憲法25条の最低生活費を保障する生活保護基準をもとに設定をしたほうが、子育て世帯の生活実態にも合うのではないかなというふうに思っています。

そしてその基準は、税金や社会保険料などの支出を考慮して、少なくとも収入が生活保護費の1.3倍くらいまでの世帯を認めるものでなければならないと思っています。これは今後の検討課題かなというふうにも思っております。

それでは、学校教育課長にお尋ねをします。

就学援助制度の保護者への周知及び受付期間や手続についてお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） 4月上旬に各学校より児童生徒の世帯に対して周知を行い、当初の申請については、4月下旬をめぐりに、各学校取りまとめの上で、教育委員会に提出するようにしております。その後、新年度の住民税が確定するのを待って、課税状況を確認いたします。確認の結果、認定状況については、学校長を通じて、各保護者に通知を行うようになります。その際に、口座振替による支給となりますので、保護者に口座振込依頼書の提出を求めています。支給につきましては、6月下旬、9月下旬、1月下旬の年3回となります。

転入や課税状況の変更等により、年度途中により対象となると思われる場合については、随時、課税状況を確認の上で認定を行い、各費目の範囲内で月割りにより支給を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） よくわかりました。

ちょっと1つお聞かせ願いたいんですが、年度途中の受付もやっておるといふことになりませんか。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） 年度途中も随時行っておりまして、その際、日割り計算等で支給しております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） よくわかりました。

就学援助の制度については、子どもの成長する権利、教育を受ける権利を保障する制度であります。保護者の皆さんに、この制度は子どもの権利を守る制度だということを、引き続き広

く知らせて、遠慮せず申請するように促す宣伝と周知をお願いしたいと思います。

また、受付期間、手続等についても、引き続きこれまでのように、丁寧で柔軟な対応をお願いしたいと思います。

できましたら、申請したけれども、認可されなかった保護者への理由の説明もしていただければありがたいと思っております。

これまで述べてきましたように、就学援助制度は、子どもの貧困に対応し、教育の機会均等と子どもの健やかな成長をする権利を守り、保障する大切な制度です。この制度が国の責任放棄で自治体任せにされている困難さはあると思いますが、子どもたちのために引き続き、就学援助制度の充実に向けた教育委員会をはじめ、執行部の皆さんのご尽力を強くお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

2つ目は、教育費の保護者負担についての質問です。

その質問の前に、この一般通告の一覧表の中の3ページの私の質問項目の2、教育費の父母負担と表記していますが、言葉の正確さを期するために、この父母負担を保護者負担に訂正をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

文部科学省が行っている全国調査の中に、保護者の教育費の負担を対象にした調査があり、直近の資料として2012年度の調査結果が公表されています。それによりますと、子ども1人に保護者が支出した1年間の学校教育費、これは学用品費、体育用品費、楽器等購入費、実験実習材料費、クラブ活動費、PTA会費など、そういったものが含まれているようですが、保護者が支出した1年間の学校教育費は、小学校で5万5,197円、中学校で13万1,534円となっています。

ちなみに、この中には昼食費や塾、習い事など、学校外の教育費は含まれておりません。学校教育課長にお尋ねをいたします。

全国の実態は、今、述べたとおりですけれども、本市の場合、小学校及び中学校の保護者が子ども1人に学校教育費として、1年間にどのくらい負担をしているのか、おおよそのところで構いませんので、お聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君 自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

毎年必要な教材費等、例えば小学校であればリコーダー等、小学生の間に1回購入すればいいもの等がありますので、そういったものは複数年で平均をとってお答えいたします。

小学校8校の平均で約年額1万8,000円であります。中学校では年額3万8,000円、この3万8,000円の中には、クラブの活動費が入っておりますが、クラブによってはいろいろ

違いますけど、通常集めておるクラブ活動費は、月1,000円掛ける12カ月の1万2,000円で積算しております。

また、クラブによっては、単発的な保護者負担は別途あるものと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 全国調査に比べると、かなり低いように思うんですけども、私も若干、現場に問い合わせたりして聞いておりますので、ちょっと比較をしながらお話を聞いていただいたらというふうに思います。

小学校、中学校ともに保護者の負担というのはかなりの額になるというふうに私は思っていますけれども、兄弟がいましたら、2人分、3人分と学校に通う子どもの数だけふえていきますので、なかなかの大変な負担だろうというふうに思います。その負担を保護者の皆さんにお願いするわけですが、私も小学校の現場に身を置いておりましたので、この保護者の負担については、ずっと気になっておりました。できるだけ保護者の負担を少なくする努力はしてきたつもりですが、テストやドリルなどについては、市販の教材を利用して、保護者の皆さんに負担をお願いしてきました。

義務教育は無償なのに、保護者に負担を求める自分にも矛盾を感じましたし、ずっと割り切れない気持ちを持ち続けてきました。

先生方の中には、私と同じような思いをされている方が結構多いのではないかなというふうに思っています。

小学校の教育費の保護者負担につきましては、課長も言われましたけれども、学校や学年、担任によって違いがあります。大ざっぱに見積もって、月々集金するものがテスト代、ドリル代、授業で使う教材費、PTA会費、これらで私の計算、集計によりますと、大体1万円前後になります。年間です。1万円下回るところもあれば、1万円を超すところもあります。

また、小学校では、その学年で備えなければならない、準備しなければならないものもあります。これも課長がおっしゃっていたとおりです。1年生では、入学の準備として、クレヨン、色鉛筆、体操服、赤白帽、ピアノカ、上履き、ヘルメットなどなど、およそ1万円が要ります。おじいちゃん、おばあちゃんがランドセルを買ってくれればそれでいいですが、買ってくれなければランドセルを買わなきゃいけない。ピンからキリまであるようですが、3万円から5万円ぐらいかかるということでもあります。

それから、3年生では、水彩セット、習字道具、リコーダーなど、学用品でおよそ3年生で1万円かかります。

5年生では、裁縫セットでおおよそ3,500円。6年生では修学旅行費で3万5,000円が保護者の負担になるということです。そのほか、時々、理科の実験セットや図工セット、家庭科のセットなどが集金をされています。もちろんノートや鉛筆などは、学用品、そういったものは全部保護者の負担ということになります。

そういうもろもろの計算をしましたら、本市の小学校での1年間の保護者の負担額は、6年間の平均をとれば、私の計算では大体1年間で3万円ぐらいにはなるのではないかなというふうに思います。学校によっては、保護者の負担を減らすために、児童の使う教材費や学用品費を特別会計や学校に配当された予算から支出している学校もあるというふうに聞いています。

次に、中学校ですけれども、これも学年によって違いがありますが、月々集金するものとして、授業で生徒が使う教材費やP T A会費など、1年間にこれも1万円を超える負担があるということです。それから3年生は卒業アルバム代があるので、2万円ぐらいの負担になるということも聞いております。

また、中学校も入学時は、制服、ジャージ、体操服、体育館シューズ、運動靴などの購入で、おおよそ5万円、修学旅行は6万円の旅費が必要になるということでした。

そして中学校では、小学校にない負担としての部活動の費用があります。さっき課長がおっしゃった額は、かなり少ない額ではないかと思うんですが、私も中学校の先生に聞いてみましたら、大体8万円は要るのではないかと。用具やユニフォーム、部費、遠征費、そういった話がありました。部によって確かに違うんですが、平均的にこれくらいじゃないかなというお話を聞いています。そうだとすると、大変大きな負担になると思います。

部活動の費用を賄うために、新聞配達などのアルバイトをしている中学生がいるという話も聞きました。家庭の経済的な事情によって、部活動に参加できないということがあれば、先ほども言いましたけれども、教育の機会均等にかかわる問題になります。クラブ活動費を就学援助の補助対象にというふうに求めましたのは、こういった理由があつてのことです。

中学校での1年間の保護者の負担額は、3年間を平均すれば、私の計算では全国調査とほぼ同じ1年間に13万円ぐらいになるのではないかなというふうに思っています。

これは可処分所得122万円の貧困ラインの世帯であると、教育費が実に所得の1割を占めることになってしまいます。本市の学校教育は、子ども1人につき、小学校で1年間におおよそ2万円から3万円、中学校でおおよそ13万円の負担を保護者の皆さんにお願いをして、成り立っているといってもいいと思います。家庭の経済状態の厳しさが増し、子どもの貧困が広がる中、教育費の保護者負担の軽減に向けた学校現場や、教育行政の対策が求められていると思います。

教育長にお尋ねをいたします。

本市の教育費の保護者負担の実態についてのご所見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

義務教育につき、私も基本的には保護者負担は限りなくゼロに近いほうがいいというふうにも思っております。

しかし今、議員もご指摘のとおり、さまざまな部分については、保護者負担をお願いしているような現状でございます。

それにおきましては、各学校の特色ある取り組み内容等について、教材も必要でありますし、いろいろな形で実費をお願いしているということでございます。

中学校において、クラブ活動への参加がそのことによって諦めるとか、見送るとかいうことのご指摘もありましたが、私も中学校の現場が長いわけですが、そのことで子どもが諦めたというのは直接は知っておりません。何らかの形で学校、学校で工夫をしてやってもらっているような現状でございます。PTA会費等の説明もありましたが、兄弟がおる場合には、学校での工夫ということの範囲になりますが、お兄ちゃんが全額出したら、弟は要らないとか、半額とか、3人目はただとか、いろんな学校によって工夫もしていただいております。そういうふうな形で、市当局が援助している部分と、仕方なく運営上、それぞれの教育活動をとめるわけにもいきませんので、保護者負担も協力いただきながら、しのいでいるというような状況かと思えます。でき得る限りの負担は、市のほうも援助させてもらいながら、今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、一定、先ほども申しましたが、教育費におきましては、近隣の他市町村に引けをとるものではないというふうに自負しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） よくわかりました。

続けて市長にも聞きたかったんですが、時間がないので申しわけないです。また別のところでお尋ねをいたします。

憲法26条2項後段に、義務教育はこれを無償とすると書いてあります。しかしながら、実際に無償なのは、ご承知のように授業料と教科書だけで、それ以外の教育費は全て保護者の負担、受益者負担に頼っているのが日本の教育の現実です。

実は、日本は先進国の中で、教育費の公的負担が最も少ない国なんです。OECDの調査でも、GDPに占める教育への公的支出の割合は、加盟国平均が5.6%に対して、日本は3.8%

で5年連続の最下位となっています。文部科学省でさえ、教育費の公財政負担の割合が低いことにより、家計に教育費負担が重くのしかかっていると白書の中で書くほどです。我が国の教育予算は、本当におそまつだというふうに思います。本市の教育委員会は、お話がいろいろありましたけれども、そのような厳しい財政事情にもかかわらず、市の単独措置で事務職員や支援員を配置するなど、条件整備に力を入れていて、学校現場からも喜ばれ、歓迎をされています。

私も教員のOBとしまして、大いに感謝をいたしております。

そこで、次は、義務教育費無償を少しでも前進させるために、小・中学校の教育活動に必要な費用、教材費や学用品費などについても、保護者の負担に頼らず、公費で賄う予算措置をお願いしたいと思います。

お隣の犬伏町では、保護者の負担軽減のために、今年から教材費、テスト・ドリル代として、児童生徒1人につき1,000円の補助を予算化したというふうに聞いています。本市においても保護者の負担軽減のために、教材費や学用品費の補助として、幾らかの予算措置をお願いできないものか、検討していただきたいと思います。

また、本市では、各校の希望に応じて、教科用消耗品費という予算が配当されていると聞いていますが、この教科用消耗品費の配当額をふやして、教材費や学用品費に充てることができれば、保護者の負担軽減につながる改善策になるのではないかと思います。

教育長にお尋ねをします。

保護者の負担の軽減のために、教材費、学用品費の補助、あるいは教科用消耗品費を増額することについてのご所見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

各学校への教材等消耗品費の予算計上には、事前に要望を聞いた上で対応しております。

ちなみに、平成26年度の教材等消耗品費につきましては、学校要望額180万3,000円に対しまして、配当額も180万3,000円、配当率100%となっております。

また、消耗品費以外でも、教材用備品費として小・中合わせて512万1,000円を学校へ配当しております。

今後につきましては、これ以上の要望といたしますか、大月の話なんかも今、お伺いいたしました。ということで、ほぼ要望どおりしているという部分もありますが、まだ未整備の部分もあろうかと思います。その部分につきましては、また今後、検討課題にさせていただきまして、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 検討をよろしく願いいたします。

そしたら市長にもお尋ねをいたします。

教育費の保護者の負担軽減に向けた学校現場への予算措置についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この教育委員会とのやりとりをずっと聞かせていただいて、本当に今の教育界、子どもの実態といたしますか、それが浮き彫りになって、大変勉強になりました。

ただ、保護者負担の教育費軽減のあり方というのは、いろんな方法も工夫すればあると思います。素人なりに考えても、例えば、前田議員から先ほど言われたように、教材の選択や指導の工夫など、学校の現場で取り組めるものが1つ、それから校長会など統一した指示、指導、そういったものによって公費、私費の負担区分というのをもう1回整理する。そういう取り組み、また具体的に必要経費と考えられて、助成や補助することができる、そういうことによって軽減がされる、そういう方法があるとは思いますが、少しでも保護者の負担を軽減をできる方法については、先進地、小学校の現場、中学校の現場、いろいろ全国で取り組んでいる事例もあると聞いておりますので、そういう先進地の例も参考にして、今後、検討していきたいというふうに考えております。

また、教育予算については、これは西村元市長当時から、教育環境日本一を目指した、そういう取り組みをやっておりまして、現場の声や教育委員会サイドの要望に沿った形で毎年、予算措置を行っておりまして、今後もそのことを基本として予算編成を行っていきたくてそういうふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

どうぞ教育費の保護者負担軽減に向けて、いろいろな対策を検討し、講じていただきたいというふうに思います。

義務教育に必要とされる経費は、保護者の負担に頼らず、全て公費で賄うのが憲法26条の趣旨です。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、行政法の専門家で地方自治法にも詳しい兼子 仁さん、「新版教育法」という本を出していらっしゃいます。これ40年前の本なんで

すけれども、その著書の中で、「個人使用の教材費、運動具を含む学校用品費をはじめ、遠足、修学旅行を含む学校行事参加費、クラブ活動費、給食費などが多く父母負担とされている。これらは個人の利益に還元されるから、受益者負担でよいという考え方がなされやすいようであるが、それはごく一面を捉えたのに過ぎず、右の費目は全て学校教育活動に伴うもので、公教育費としての性格が強い」と述べられています。そして、保護者の負担になっているこういった教育費を全て公費負担とする必要性を強調されています。

教育費の保護者負担を減らし、憲法26条の義務教育無償に向けた教育委員会及び執行部の皆さんの一層のご尽力をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目は、国保についての質問です。

さきの9月議会の一般質問で、私は一般会計の財政調整基金からの繰り入れで、国保税を1人1万円引き下げることを提案をいたしました。市長からその考えは持っていないとする答弁がありました。その一番の理由として、市長は国保以外の被用者保険に加入する市民との間の受益者負担の公平性が担保できないということを挙げていたと思います。

私は、国保が憲法25条に基づく社会保障制度である以上、公費で必要な援助を行うことは当然のことだとお話をさせてもらいましたが、時間切れで答弁をいただけませんでした。

そこで、市長に再度お伺いをいたします。

憲法25条に基づく社会保障制度の一環としての国保です。国保が拠出義務を伴う社会保険だからといって、受益者負担が当然という考え方はいかなるもののでしょうか。国保会計の不足分に一般会計の基金を投入しても、公平性を失することにはならないと思いますが、市長のご所見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この問題については、3月議会の岡林議員とも大変やりとりをした経過がございます。

ご承知のように、社会保障制度というのには、この保険制度のほかにも、医療、福祉、介護や年金、さらには子育て支援、そういったものも全部ひっくるめて社会保障というのがあるというふうに思っております。

議員のご指摘の憲法25条というのには、確かに生存権、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとこううたわれている、規定されているところではありますが、この憲法25条、社会保障制度を受ける権利というものも、これ時代とともに変化をしてくれているというふうに思います。そのことはまた3月の岡林喜男議員の質問にもお答

えしておりますが、1つにはやはり社会保障制度審議会による勧告、50年勧告というのがございます。昭和25年に出された戦後の再建、貧困問題の対応として、この社会保障制度審議会による勧告というのございました。これは本当に戦後間もない昭和25年にできた勧告であります。これからまた、これよりも45年後の95年勧告というのがございます。平成7年です。成熟した社会、少子高齢化における社会保障の方向性として、社会保障体制の再構築に関する勧告、安心して暮らせる21世紀の社会を目指してと題して、社会保障の理念は最低限度の生活の保障であったが、現在では広く国民に健やかで安心できる生活を保障することが、社会保障の基本的理念であるとして、国民の自立と社会連帯の考えが、社会保障制度を支える基盤とされております。ですから、時代、社会情勢の変化に伴い、国民の最低生活の保障、公助から国民の健やかで安心できる社会保障、自助、共助に変わってきておるところであります。

また、時代の変化とともに、国民健康保険制度もたび重なる国の政策によって、国庫負担率の変更、加入者の高齢化による医療費の高額化、さらには介護保険制度や後期高齢者医療保険制度など、ほかの保険制度が新設され、今日に至っております。

このような状況の中で、前田議員より国保は国が憲法25条に基づいて保障すべきものと、受益者負担の原則を考慮するものではないと考えるということではありますが、現在の土佐清水市の国保財政については、全体で約26億円、そのうち、国保税の国保税収というのは約4億円で、全体の15%となっております。残りの85%、約22億円は国・県の補助金及び交付金、その他医療制度よりの交付金、市の一般財源で賄われているのが現状であります。

また、国保の運営状況を見ますと、国保被保険者1人当たりの平均医療費というのが36万1,000円に対しまして、平均の国保税の額というのが6万6,600円というこの数字を考えても、国保財政がいかに厳しいか、一定理解していただけたと思います。

こういう状況を考えたときに、被保険者に対して一定の受益者負担は必要という考えから、今回のさきの答弁もそうなんです。そういう受益者負担は一定必要という考えを持っているところでもあります。

ただ、一方で、健全な国保運営を図るためには、やはり持続可能な国民健康保険制度の確立というのが必要でありますので、折に触れて市長会、また四国市長会、全国市長会、これでこの国保財政の基盤強化や国保の再編、統合についてのいろいろ決議を行いまして、この6月にも国をはじめ、地元選出国會議員のもと、また関係機関への要請を行っております。

このように事あるごとに市長会も挙げて、国への要望活動も行っているところがございますので、どうかその点をご理解賜りたいというふう存じます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 時間がまたなくなりましたので、最後までいかないと思いますけれども、私、市長の答弁の中の情勢の変化とか、受益者負担ということがちょっと気になってしょうがないんですけれども、憲法の25条があるにもかかわらず、情勢でその中身が変えられていくということは、これは何のための憲法かということになるろうかと思います。特に、社会保障に関する基本的な認識の違いもあるように思いますので、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。

資本主義、自由主義経済の発展は、必然的に貧困を生みます。早くから資本主義が発達したヨーロッパの国々では、この貧困を資本主義の構造的な問題として捉え、国が責任をもって対応する仕組みを整えてきました。日本国憲法は、そのようなヨーロッパの国々の流れを引き継ぎ、貧困は個人の責任ではなく、自由主義経済の発展の過程で構造的に生み出されるものと捉えています。

そして、貧困に対して、国の責任で対応することを宣言しています。それが社会保障制度の根拠になっている憲法25条の生存権の規定です。自助や共助ではなく、国が全面的に責任を負って、国民の生存権を保障し、貧困問題を解決するというのが憲法25条の趣旨です。貧困問題の解決はまさに法もとの平等と市民社会の公平性を担保することにほかになりません。安倍政権のように、自助努力や受益者負担ばかりを強調し、社会保障の国の責任逃れをしようなんてとんでもありません。どうぞ土佐清水市は国保を含めた社会保障制度において、憲法の要請する公的保障の道を踏み外さないよう、重ねて市長に要請しておきたいと思います。

あと1つ質問がありましたけれども、時間切れになりましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月17日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時31分 延 会